

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年7月5日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年10月2日 10時30分ごろ
発生場所	山口県下関市角島北北西方沖 角島灯台から真方位344° 19.0海里付近 （概位 北緯34° 39.4′ 東経130° 44.0′）
インシデントの概要	漁船第六あけぼの丸は、えい網中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年11月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第六あけぼの丸、75トン 129557、株式会社浜田あけぼの水産 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力511kW、回転数毎 分780、6気筒、ボア220mm、使用燃料A重油、昭和62年5 月機関製造、昭和62年7月22日進水
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）（履歴限定） 機関長、六級（機関）（履歴限定・機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか7人（日本国籍5人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、僚船と共にえい網中、主機から異音が発生した。</p> <p>機関長は、機関室に向かい、主機を点検し、主機の船首側から順に番号が付された4番シリンダのシリンダヘッドのカバーが外れて破損していることを認め、船長にその旨を報告した。</p> <p>船長は、報告を受けて主機を中立運転とした後、出力が安定しなかったため、運航不能と判断し、僚船を経由して船舶所有者に本インシデントの発生を連絡した。</p> <p>本船は、僚船により島根県浜田市浜田漁港にえい航された後、主機修理会社担当者の調査により、4番シリンダの「シリンダヘッドに弁腕を固定するスタッドボルト」（以下「本件スタッドボルト」という。）4本のうち2本が経年劣化により折損し、また、残り2本の本件スタッドボルトの上部ナットが外れて弁腕がシリンダヘッドに固定されなくなり吸気弁及び排気弁が作動しないことが判明した。</p> <p>本件スタッドボルトは、昭和62年7月の新造以来交換されたこと</p>

	<p>がなかった。</p> <p>船舶所有者は、本件スタッドボルトに不具合が発生したことがなく、主機開放時の点検を主機製造会社担当者に任せており、本件スタッドボルトの詳細な点検を実施したことがなかった。</p> <p>機関長は、09時ごろに機関室の状態を確かめた際、主機に異常がないことを確認していた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、新造以来（約35年間）本件スタッドボルトが交換されていない状態でえい網中、本件スタッドボルトが経年劣化により折損等したことから、吸気弁及び排気弁が作動せず、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、新造以来（約35年間）本件スタッドボルトが交換されていない状態でえい網中、本件スタッドボルトが経年劣化により折損等したため、吸気弁及び排気弁が作動せず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、定期検査等で主機を開放点検する際、シリンダ、ピストン等の主要部品だけでなく、ボルト等の付属部品についても詳細な点検を実施し、不具合を発見した場合は交換すること。</li> </ul>